
平成27年 第4回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成27年12月17日(木曜日)

議事日程(第5号)

平成27年12月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 陳情の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 議案第67号 庄内町梨団地造成に係る事業資金の損失補償について
- 日程第4 議案第68号 第二次由布市総合計画(基本構想・基本計画)の策定について
- 日程第5 議案第69号 由布市水道水源保護条例の制定について
- 日程第6 議案第70号 由布市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第71号 由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第72号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第73号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第74号 由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第75号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第76号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第77号 市道路線(鋤崎線)の認定について
- 日程第14 議案第78号 平成27年度由布市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第79号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第80号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第81号 平成27年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)
- 追加日程
- 日程第1 発議第7号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書
- 日程第2 発議第8号 四国電力伊方原子力発電所の再稼働中止を求める意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 陳情の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 議案第67号 庄内町梨団地造成に係る事業資金の損失補償について
- 日程第4 議案第68号 第二次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について
- 日程第5 議案第69号 由布市水道水源保護条例の制定について
- 日程第6 議案第70号 由布市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第71号 由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第72号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第73号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第74号 由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第75号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第76号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第77号 市道路線（鋤崎線）の認定について
- 日程第14 議案第78号 平成27年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第79号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第80号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第81号 平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
- 追加日程
- 日程第1 発議第7号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書
- 日程第2 発議第8号 四国電力伊方原子力発電所の再稼働中止を求める意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 太田洋一郎君 | 2番 野上 安一君 |
| 3番 加藤 幸雄君 | 4番 工藤 俊次君 |
| 5番 鷺野 弘一君 | 6番 廣末 英徳君 |
| 7番 甲斐 裕一君 | 8番 長谷川建策君 |
| 9番 小林華弥子君 | 10番 佐藤 郁夫君 |
| 11番 淵野けさ子君 | 12番 太田 正美君 |

13番 佐藤 人已君
15番 利光 直人君
17番 生野 征平君
19番 溝口 泰章君

14番 田中真理子君
16番 工藤 安雄君
18番 新井 一徳君

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 溝口 隆信君 書記 馬見塚量治君
書記 三重野鎌太郎君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	加藤 淳一君	総務部長	梅尾 英俊君
総務課長	衛藤 公治君	財政課長	御手洗祐次君
総合政策課長	奈須 千明君	会計管理者	友永 善晴君
産業建設部長	生野 重雄君	健康福祉事務所長	河野 尚登君
環境商工観光部長	佐藤 眞二君	挾間振興局長	平松 康典君
庄内振興局長	一法師恵樹君	湯布院振興局長	小野 啓典君
教育次長	森山 金次君	消防長	大久保 篤君

午前10時00分開議

○議長（溝口 泰章君） 皆さん、おはようございます。

本定例会も本日が最終日です。

議員及び執行部各位には、連日の審査、また、寒さの中での現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程第5号により行います。

○議長（溝口 泰章君） まず、日程第1、陳情の取下げの件についてを議題といたします。

陳情受理番号4、送迎型デマンドと自前車両で地域公共交通を大胆に再構成し、福祉と経済の活性化を牽引する陳情については、総務常任委員会に付託致しましたが、陳情者から取り下げる旨の申し出がありました。ここで常任委員長に審査の経過について報告を求めます。

総務常任委員長、廣末英徳君。

○総務常任委員長（廣末 英徳君） 皆さん、おはようございます。

陳情の取下げの件について、報告いたします。

陳情受理番号4、送迎型デマンドと自前車両で地域公共交通を大胆に再構成し、福祉と経済の活性化を牽引する陳情については、今定例会において当委員会で付託され、審査に入りました。付託後、陳情者から詳細の説明を受け審査を進めてきたところでございます。その後、お手元に配付されているとおり、陳情者から取り下げたい旨の申し出がありましたので、当委員会としての審査はその時点で中断をしたところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっています受理番号4の陳情の取下げの件については、陳情者からの申し出のとおり、これを承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、受理番号4の陳情の取下げの件については、これを承認することに決定いたしました。

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会にて付託しました請願6件、陳情1件及び継続審査となっていました請願2件について各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、廣末英徳君。

○総務常任委員長（廣末 英徳君） 請願・陳情、審査報告をいたします。総務常任委員長の廣末英徳です。本委員会に付託の請願・陳情は審査の結果、下記のとおり決定したので由布市議会会議規則143条第1項の規定により報告いたします。日時、平成27年12月14日、審査、まとめ、場所は庄内庁舎、3階会議室で行いました。出席者は記載のとおりです。書記は議会事務局です。

審査の結果、請願受理番号13、受理年月日、平成27年8月25日、JR庄内中央駅（仮称）の設置について。平成27年第3回定例会において継続審査となっているものです。委員会ではその後の状況を聴取しました。委員から、さらに経過を見守りたいとの意見が出されました。

慎重に審査した結果、継続審査とすべきと決定いたしました。

受理番号15、受理年月日、平成27年8月25日、件名、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案は慎重に審議し廃案を求める請願。委員会の意見。平和安全法制整備法案と国際平和支援法案については、平成27年9月19日に成立、9月30日に交付され、法案成立に伴う政府の取り組みが閣議決定されています。委員から、前定例会において、継続審査すべきではなく結論を出すべきであったとの意見が出されました。また、法案が成立、交付されたことから廃案を求めることは難しいのではないかと意見が出され、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきを決定しました。

受理番号20、受理年月日、平成27年11月24日、件名、「ヘイトスピーチ」に対する法整備を含む対策強化を求める意見書採択を求める請願について。委員会の意見。一部の国や民族、あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動が社会的関心を集めており、国際連合人権差別撤廃委員会が、日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っていることなどから、国によって法整備を含めた強化策を求める意見書の提出を求めるものです。委員から表現の自由、言論の自由に十分配慮された上で強化策を求めることには異論はないとの意見がありました。慎重審査の結果、全員一致で、採択すべきと決定しました。

受理番号21、受理年月日、平成27年11月26日、四国電力伊方原子力発電所の再稼働中止を求める請願。委員会の意見。四国電力伊方原子力発電所について、原子力規制委員会は新規規制基準に適合と判断したものの、規制委員会は適合性審査を行うだけであり、安全に責任を持ったものではないことから、将来、現在及び将来の生命の安全を守るために再稼働の中止を求めるものです。委員から原発事故が発生すれば、大分県も大きな影響を受けることが予想されていることから、再稼働には反対であるとの意見や、請願書には全国と記載されているが、伊方原子力発電所に限定すべきとの意見も出されました。

また、化石燃料によるCO2対策や自然エネルギーの切り替えを早急に求めるべきとの意見も出されました。慎重審査の結果、賛成多数で、採択すべきと決定いたしました。

続きまして、陳情です。

受理番号5、受理年月日、平成27年11月26日、件名、政治倫理条例・職員倫理条例の制定を求める陳情。委員会の意見。陳情者に出席を求めて、意見聴取を行いました。議会基本条例が制定されたが、政治倫理について理念しか記されていないことから、議会改革の1つとして実効ある政治倫理条例の制定を求めるものです。

なお、同趣旨の陳情は、平成20年8月に提出され、平成20年第4回定例会において趣旨採択とされています。委員から、さらに審査を要するとの意見が出されました。慎重に審査した結

果、継続審査と決定いたしました。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、教育民生常任委員長、淵野けさ子さん。

○教育民生常任委員長（淵野けさ子君） 皆さん、おはようございます。

教育民生常任委員会委員長、淵野けさ子です。

請願審査報告をさせていただきます。本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により、報告します。日時は、平成27年12月11日、場所は湯布院庁舎2階会議室です。出席者は、教育民生常任委員会全員でございます。書記は議会事務局です。

それでは裏面をお願いします。

受理番号22、受理年月日、平成27年11月26日、件名、国による「子どもの医療費助成制度」の創設と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を求める請願。委員会の意見。本請願の主旨は、一つ、国による「子どもの医療費助成制度」の創設を求めることと、二つ、国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を求めことです。

本請願の内容について、既に全国知事会、全国市長会、全国町村会の地方3団体は子どもの医療費助成を実施した自治体に対する減額調整の見直し、国の制度による助成制度の創設を要望しております。

そこで、国においては厚労省による国保国庫負担の減額調整措置などの議論が、「子ども医療制度のあり方等に関する検討会」により始まっております。医療費患者負担や地方単独事業に伴う国保の国庫負担金の減額調整、医療提供体制、子育て支援など子どもの医療をめぐる問題を幅広く議論されるために設置されたもので、来夏をめどにまとめると示されております。

委員会の中では、趣旨は十分理解できるが、地方3団体が要望していること、国が既に検討会を設置し、議論が始まっていることから、意見書の提出までは必要ないのではないかという意見が出されました。慎重審査の結果、全員一致で趣旨採択すべきと決定いたしました。審査結果、趣旨採択すべきと決定。

以上でございます。慎重審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、産業建設常任委員長、甲斐裕一君。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長、甲斐裕一でございます。よろしくお願い申し上げます。

では、請願審査結果報告を申し上げます。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。

日時は、平成27年12月11日、14日、二日間であります。場所は、挟間庁舎4階全員協議会室でございます。出席者は記載のとおりでございます。書記も議会事務局でございます。

では、受理番号18、受理年月日、平成27年11月13日、件名、市道認定に関する請願書。委員会の意見として、本請願は、起点が市道仁瀬小袋線で、終点が行き止まりとなっている農道について、市道の認定を求めるものでございます。

当日は、現地調査と請願者から聴取を行いました。中の通りはいいのですが、今回の場合は、終点部が行き止まりになっているため、回転場を新たに設ける必要があるとともに、市道認定を求める道には個人の所有権のある箇所もありました。市道認定の基準を満たす回転場の設置と道路敷地等の市への帰属については、地権者と協議を行っていく必要がある。委員会としては、上記協議が整えば、当該農道は公共の見地から必要と認める道路であるとし、市道路線の認定を行うべきと判断いたしました。慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定しました。

次に、受理番号19、受理年月日、平成27年11月24日、件名、庄内町高岡葛原地区に市営簡易水道の設置方についてでございます。

本請願は、庄内町葛原地区の庄内簡水区域への編入、拡大の計画変更と簡易水道の設置を求めるものでございます。

この件につきましては、平成26年9月5日に同趣旨の請願を受理し、審査を行ってまいりましたが、平成27年6月23日付で、請願取り下げの申し出があり、審査を中断しておりました。

従来、同地区は組合による簡水を設置し、給水を行っているが、農繁期や夏場の大雨で水が濁ることが多く、健康問題が危惧されるため、安全な飲料水の確保を望んでいるとの請願者の説明を受けました。しかし、1つ、水質については、飲料水として適した水質であるか確認を行う必要がある。次に、前請願は7名での提出であったが、今回は3名で提出となっている。

こういったことから、委員会としては、同一地区で給水方法が異なってくることが懸念されることから、なお、審査を要すると判断し、継続審査にすべきと決定いたしました。

次に、受理番号23、平成27年12月10日、件名、「湯布院メガソーラー合同会社による旧リック・スプリングヴァレーに於けるメガソーラー建設計画」についてでございます。委員会の意見としては、本請願の願意は、湯布院メガソーラー合同会社から、旧リック・スプリングヴァレーにメガソーラー建設を行うことの説明を受け、地元住民としては、抑制地域でのメガソーラーの建設は反対であることから、議会の協力を求めるものでございます。

委員会としては、業者から、市への行為はなされていないことから、今後の推移を見守る必要があると判断し継続審査にいたしました。以上、報告終わります。

慎重審議の結果、よろしく申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 委員長の報告が終わりました。

これより、審議に入ります。なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。まず、継続審査となっていました、請願受理番号13、JR庄内中央駅（仮称）の設置については継続審査です。

次に、継続審査となっていました請願受理番号15、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案は慎重に審議し廃案を求める請願を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、請願受理番号15の請願について採決します。この請願に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決します。

この請願は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立7名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立少数です。

よって、請願受理番号15の請願については不採択とすることに決定しました。

次に、請願受理番号18、市道認定に関する請願書を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、請願受理番号18の請願について採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、請願受理番号18の請願については採択することに決定しました。

次に、請願受理番号19、庄内町高岡葛原地区に市営簡易水道の設置方については継続審査で

す。

次に、請願受理番号20、「ヘイトスピーチ」に対する法整備を含む対策強化を求める意見書採択を求める請願についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、請願受理番号20の請願について採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、請願受理番号20の請願については採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号21、四国電力伊方原子力発電所の再稼働中止を求める請願を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、請願受理番号21の請願について採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、請願受理番号21の請願については採択することに決定しました。

次に、請願受理番号22、国による「子どもの医療費助成制度」の創設と国民健康保険財政調整交付金削減のペナルティ廃止を求める請願を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 4番、工藤俊次です。

委員長に1点だけ質問をいたします。

趣旨を採択していただいたということは評価はできると思うんですが、この意見書の提出は、市民から議会に対しての真剣な要請です。地方6団体が、同趣旨のことを28年度の概算要求に盛り込んでいるものであります。

今回の意見書の提出は、この要求を後押しするものであると思います。また、始まった議論に影響を与えることを、やっぱり、この意見書は大きな目的としているわけでありまして。こういうことは審議をされたのかどうか伺います。

○議長（溝口 泰章君） 教育民生常任委員長、渕野けさ子さん。

○教育民生常任委員長（渕野けさ子君） お答えしたいと思います。

今、工藤議員の言われたように、28年度から実施していただきたいという、そういう思いもお聞きしましたが、私たちも同じような思いでありまして、議論されました。

年度内にも結論が出ようかという、そういう報告もいただいておりますので、これは、塩崎厚労相も大変前向きで意欲を示しているということでありまして、それに期待をしております。

ですので、もう3月ですので、もう既に、全議員の皆さんの御意見で、ここまで進んでいるのであれば、意見書はよいのではないかという、そういう御意見でありました。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、請願受理番号22の請願について採決します。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、請願受理番号22の請願については趣旨採択することに決定しました。

次に、請願受理番号23、「湯布院メガソーラー合同会社による旧リック・スプリングヴェアレーに於けるメガソーラー建設計画」については継続審査です。

次に、陳情受理番号5、政治倫理条例・職員倫理条例の制定を求める陳情は継続審査です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第3、議案第67号から、日程第17、議案第81号までの15件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、廣末英徳君。

○総務常任委員長（廣末 英徳君） それでは、委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。日時、平成27年12月11日審査、14日現地調査、審査、まとめを行いました。場所は、庄内庁舎3階会議室です。出席者は、委員長、廣末英徳、副委員長、鷺野弘一、議員、溝口泰章、田中真理子、佐藤郁夫、小林華弥子、加藤幸雄、以上です。担当課は記載のとおりであります。書記は議会事務局。

審査結果です。議案第68号第2次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について。

経過及び理由、第2次由布市総合計画は、由布市において最も基本的で最上位に位置づけられる計画であり、今後10年のまちづくりや行政運営の目標や基本理念、施策の体系が定められたものです。

基本構想は平成37年度までの10年間、基本計画は平成32年度までの5年間となっております。

基本構想は、第1次総合計画のまちづくりを継承し、地域自治を大切に、住みやすさ日本一を由布市のまちづくりの目標とし、平成37年の人口3万2,000人を目指すものです。また、第1次総合計画の基本理念を発展的に継承し、連携と協働、創造、循環を基本理念としております。施策体系では6つのまちづくりテーマを設定しています。

基本計画では13の重点戦略プランを設定しており、具体的な数値目標を設定し検証できるようにしています。計画の策定に当たっては、市民意識調査を行い、ワーキンググループに市民委員の参画、みらい懇談会など、市内13会場や、中・高校生などと実施し、市民と市職員が協働して策定したとの説明がありました。

委員から、この計画を活用し、今後10年間のすばらしいまちづくりを期待するとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第72号由布市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

経過及び理由、平成27年第3回定例会において制定された条例の改正で、番号法に規定がな

い事務の独自利用と庁内連携ができるようにするための改正です。

市民サービスの向上や事務の効率化が図られるとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定をいたしました。

続きまして、議案第73号由布市税条例の一部改正について。経過及び理由、地方税法等が改正されたことに伴い、個人番号の利用等に関する規定を整備するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

議案第74号由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について。地方税法施行規則等の一部を改正する省令の交付に伴い、個人番号の利用等に関する規定を整備するものです。平成27年第1回臨時会において専決処分を承認した「地方税法等の一部を改正する条例」に未施行の部分があったために今回の改正となったものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

議案第75号由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について。由布市乙丸地区公民館の指定管理期間が、平成28年3月末に終了することに伴い、平成28年4月以降も引き続き乙丸区を指定管理者とするものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決と決定いたしました。

議案第76号由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について。経過及び理由、由布市湯平ふれあいホールの指定管理期間が平成28年3月末に終了するというに伴い、平成28年4月以降も引き続き、湯平区を指定管理者とするものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

議案第78号平成27年度由布市一般会計補正予算（第4号）。経過及び理由、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,887万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億3,499万4,000円とするものです。当委員会に係る主な歳入は、国有提供施設等所在市町村助成交付金27万7,000円で、額の確定によるものです。

次に、歳出では、財産管理費の公有財産購入費93万5,000円は、ほのぼの温泉館入口の用地購入に伴うものです。防衛施設周辺整備総務費の296万8,000円は米海兵隊移転訓練対策に伴うもの。農業委員会選挙費766万1,000円、この減額は、農業委員会制度が変わったことにより選挙が行われなかったための減額となっております。

委員から、当初で計上すべき予算が補正で計上されていることが見受けられると、当初の予算で計上すべきとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、教育民生常任委員長、瀏野けさ子さん。

○教育民生常任委員長（瀧野けさ子君） 教育民生常任委員会委員長、瀧野です。

委員会審査報告書、本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。日時は、平成27年12月11日、場所は湯布院庁舎2階会議室です。

出席者は教育民生常任委員会全員でございます。担当課は記載のとおり、そしてまた、書記は議会事務局でございます。

裏面をお開きください。

議案第78号平成27年度由布市一般会計補正予算（第4号）。審査の結果、原案可決すべきと決定。経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,887万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ186億3,499万4,000円とするものです。

当委員会に係る今回の補正は各事業に対して国・県による負担金等の精算及び過年度分の調整が主なものです。歳入では、13款、高齢者福祉費負担金203万4,000円。15款児童福祉費負担金1,699万1,000円、生活保護費負担金1,874万5,000円、16款児童福祉費負担金849万5,000円、21款民生費、過年度収入311万7,000円等は実績に伴うものと、過年度の精算によるものが主なものです。

歳出では、3款保育所活動推進事業3,398万2,000円は施設型給付費の最低基準の変更によるもの。生活保護業務支援事業5,840万8,000円は過年度精算国費返納金。また、生活保護費支給事業2,499万5,000円は実績に伴う医療費扶助費。4款子ども医療費助成事業、委託料、158万8,000円は子ども医療費現物給付に伴うデータの連携先が変わるためのシステム改修費。

10款教育費477万7,000円は、平成29年度の新入学児童生徒への対応と子供の成長にあったものや、劣化に伴うことへの対応のため、机（228）、椅子（228）を購入するもので、毎年、この時期に予算要望しております。学校給食費110万円は給食センターの修繕費で百葉箱不具合修理、排気ファン修理、空調設備工事によるもの。保健体育費、B&G海洋センター施設管理事業、減額500万2,000円は、挟間B&G海洋センターの一時休館に伴う受付、監視業務委託料の減額及びその他入札減が主なものです。

委員会の意見として、小松寮工事請負費342万8,000円は雨漏りに対する屋根の修理やトイレの修理等だが、今後、移管するまで不備のないよう、三者協定に基づき適切に対応することを求めました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

次に、議案第79号平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）。審査の結果、

原案可決すべきと決定。経過及び理由。本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ729万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億1,326万4,000円とするものです。

歳入では3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金については保険給付の増額に伴う予算措置です。9款諸収入、第三者納付金については、交通事故等第三者行為による保険会社等からの納付金。

歳出では、2款2項1目介護予防サービス諸費729万円は要支援者にかかわる介護予防サービス計画給付費の年間必要見込額により不足分を増額するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

以上です。

慎重審査の結果、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長、すみません。

○議長（溝口 泰章君） browse けさ子君。

○教育民生常任委員長（ browse けさ子君） 議案第78号の教育費なんですけれども、平成29年度の新入学と言いましたが、平成28年度に訂正してください。

よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、産業建設常任委員長、甲斐裕一君。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） 産業建設常任委員長、甲斐裕一でございます。

では、委員会のまとめを報告いたしたいと思います。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。日時は、平成27年12月17日、議案審査、まとめ。場所は、抜間庁舎全員協議会室、出席者は記載のとおりでございます。担当課も記載のとおりでございます。書記として議会事務局をお願いしております。

では、議案第67号庄内町梨団地造成に係る事業資金の損失補償について。経過及び理由、本議案は庄内町梨団地造成事業について、受益農家が旧さわやか農業協同組合から借り入れた債務が償還期限後、一部履行遅滞となり、大分県農業協同組合に損失が生じたため、旧さわやか農業協同組合と旧庄内町が締結した庄内町梨団地造成に係る事業資金の損失補償契約に基づき、1,598万3,782円の損失補償を行うものでございます。

執行部からは、損失補償金の請求後も大分県農業組合との間で繰り返し協議を行ったということとあります。

委員会としては、今回の損失補償については、損失補償契約等に基づき補償するものであるが、既に返済した受益農家や現在も債務の返済を行っている受益農家もあることから、公平性を保つ

ために損失補償後の債権の回収については鋭意努力を行うよう意見を付したところでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第69号由布市水道水源保護条例の制定についてです。

経過及び理由、本条例は水道（上水道・簡易水道）水源の保護を行い、安全で良質な水を安定的に確保し、市民の生命及び健康を守るため制定するものです。

執行部から水源保護区域の指定については、第14条の規定により、専門的知識を有する者等を委員とする水道水源保護審議会を設置し、調査、審議を経て区域の指定を行うことにしていると説明を受けました。

水源保護区域の指定は、水道水源保護審議会の調査、審議の後に、指定を行うため、一定の時間を要すると考えられる。

委員会としては、簡易水道は附則により、空白期間が生じないものとなっているが、上水道については、この適用がなされないため、水道水源保護審議会の調査、審議が速やかに行われ、早急に水源保護区域の指定を行うよう意見を付したところでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第70号由布市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてと、議案第71号由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について。経過及び理由、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案が平成27年8月28日に成立されました。それにより、由布市農業委員会委員の定数を11人、由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を22人と定めるものでございます。

委員からは、農地利用最適化推進委員の報酬が業務量に見合わないのではないかとの意見が出されました。委員会としては運用開始後、業務量の精査を行いながら、必要があれば報酬の見直しを行うべきとの意見を付し、慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第77号市道路線の認定についてです。

経過及び理由は、本議案の市道路線の認定は、議会で請願採択を行った公衆用道路を市道として管理するためのものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第78号平成27年度由布市一般会計補正予算（第4号）の経過及び理由、本補正予算のうち、当委員会に関するものは、第6款農林水産業費、農業総務費では庄内町梨団地造成に係る事業資金損失補償契約による補償金1,598万4,000円。農地中間管理事業では、地域集積や耕作者集積などの事業取り組み地区（中恵）に対する補助320万円。8款土木費では、急傾斜地崩壊対策事業では、県実施事業の市負担決定に伴う1,145万円の減額。幹線道路整備事業では、市道向原別府線（北方工区）の安全対策等工事費1,700万円で、平成28年

4月からの供用開始に向け整備を行うものでございます。

地域内道路整備事業では、市道迫線（大龍）改良事業費3,300万円で、県との調整により事業対応を行うものでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第80号平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。経過及び理由、本予算は歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,325万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,573万1,000円とするものでございます。

歳入では、平成27年度分、起債償還元金及び利子の歳出額確定による減額、7款の諸収入では消費税確定申告による還付金の増額。

歳出の主なものは、簡易水道運営協議会委員の報酬不足分と由布市水道水源保護条例に係る水源保護審議会委員の報酬。積立金では、歳入補正増額分と歳出補正増額分との差額を積み立てるもの。維持管理事業では、庄内簡易水道及び庄内東部簡易水道浄水池の砂あげ業務委託のための増額でございます。

2款1項1目、元金117万円3,000円の増額と、2目利子210万3,000円の減額は、概算計上した平成27年度分の起債償還元金及び利子が確定したことによるものの減額でございます。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定いたしました。

議案第81号平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）。経過及び理由、本補正予算は収益的支出では、水道事業費用を171万9,000円減額し、総額6億4,273万4,000円にするものです。資本金支出では資本金支出を50万7,000円増額し、総額を4億5,594万1,000円にするものでございます。

資本的収入額が支出額に対し不足する額と、過年度分損益勘定留保資金を2億1,089万6,000円に改めるものでございます。

収益的支出、水道事業費用の法定福利費の増減は、人事異動、法改正等により調整を行うものです。また、報酬の増額は水道運営協議会委員報酬の不足分と由布市水道水源保護条例に係る水源保護審議会委員の報酬。

資本的支出、建設改良費の法定福利費の増額は、人事異動、法改正等により調整を行うものでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

慎重審議の上御可決賜りますよう、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 各常任委員長の報告が終わりました。

ここで、暫時休憩します。再開は、11時5分とします。

午前10時55分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

これより、審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、日程第3、議案第67号庄内町梨団地造成に係る事業資金の損失補償についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 3番、加藤です。

産業建設委員長にお伺いいたします。

この損失補填について、3人の方か4人の方がおられて、全部払った方、まだ途中経過の方、今回、出された方の分がこれだと思うんですけども。債権の回収については鋭意努力をするという意見が付されておりますけれども、この方がお持ちになってる財産的なもので、もし、どなたかが買われた場合に、この1,598万円が仮に1,000万円あったときに、その1,000万円は全て市の収入としてなるのか。あと、また598万円ぐらい残りますけれども、この部分の支払いについては鋭意努力ということなので、少しずつでもお支払いいただけるのか、その辺のところをお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（溝口 泰章君） 甲斐裕一君。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） 加藤議員にお答えいたします。

その結果、執行部からもいろんなお話がございました。まずもって、土地、家屋について売買の契約はなされようとしておりますが、今現在、所有権移転の段階で、とまどいがあるということでございます。

そして、それが成立すれば、幾らになるか、まだ価格評価は出ていないんですが、全て市がいただくということになっております。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 今、所有権移転というお話があったんですけども、この物件に対して、どなたかがまだ、担保、そういうものが入っている部分っていうのが、あるんでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） 担保に入っているようでございます。

それは、身内の方との配分があらうかと思imasので、それは、担保に入っているようにあります。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） そのときに、先ほど1,000万円ぐらいで売れたらという話はしましたけれども、どのくらいの金額になるんですか。もしかすると、それ以上払ってることもあるんですか。どうしても、やはり、市としてはお支払できている部分と、その差額分に関してはわかるんですけど、やはり、それだけのものを提供していただけるとなると、私たちは全てその部分が市に入るものだという解釈をしていたんですけれども、そここのところをもう一度お願いします。

○議長（溝口 泰章君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） お答えします。

価格評価は出てませんので、金額的なものは全て確定いたしておりませんので、その点、お知らせしておきます。

○議長（溝口 泰章君） ほかに質疑ありませんか。鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 5番、鷺野です。

産業建設委員長にお尋ねします。

これは、今、出ておりますけれども、前回の説明の中では、これは3月31日までに、農協のほうに補填をするという話になっておりますけれども、加藤議員が言われてましたように、土地の売買を、今、行っている状況の中で、金額がまた下がる可能性があるというふうに、この前回の説明書の中では出ておりましたけれども、この金額が出てから、市が払う明確な額を今度、出してもいいんじゃないかと思うんですけれども。

まず、やっぱり、今、この当事者の農家がいかに金額を減らすかということ、まず第一にやり、3月31日の農協の期限までに。だから、もう1回これは、私からすれば、継続審議にしてください——継続して、もう一度、延ばすべきではないかと思うんですけれどもどうでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） お答えいたします。

これは、議員もご存じだと思いますが、これには遅延損害金というのがつくようになっております。しかし、期限内に支払っていただければ、この遅延損害金は免除するということになっておりますので、やはり、金額は355万7,757円となっておりますので、これが少しでも軽くなるんじゃないかなと思っておりますので、今回、原案可決すべきと決定したわけでございま

す。

○議長（溝口 泰章君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 今、遅延と申されましたけども、これは3月31日まで大分県農協は待つというふうな話になっているのではないかと思いますので、それまで、やはり、内部で、この農家にいかにどれだけ払わせるかと。それで、責任はやはり、縮小させた金額を市が補填するのであれば、意味がわかるけれども、満額を払うような、こういうやり方では、大変問題になると思いますので、もう少し、ここのところは努力してもらうように。

それで、第1回定例会の3月定例会の中で、もう一度、これは検討すべきではないかというふうに思いますけどいかがでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） これについては、農家の方は全て何もないということで、財産も全部売り払うということで、本人から今の時点で集金できないような状況でございますので、もう、今回、原案可決すべきとしたわけでございます。

やはり、何ととっても、本人が全て財産を投げ打ってまでということでございますので、本人から取り立てるのは無理だと思っておりますので、原案可決すべきと決定いたしました。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 間違ってますよ、それは。売買が終わったときに、本人から取るものがなくなったといえ、意味がわかりますけれども、まだ3月まで大分県農協は待ってるわけですから、それまでにやはり、最善の努力をされて、そして売買をされた上に、この金額を出すのが第一の設定だというふうに思っておりますので、委員長、考え方がおかしいのではないかとと思うんですけれども。

○議長（溝口 泰章君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） 私は間違っていないと思います。やはり、これは農家対農協の期限が決まっております。しかし、執行部といたしては、返済後、農家とまた、話し合っていくということでございますので、今現在、田畑を売ってと言いますが、これはまだ、所有権移転ができない状況でございますので、幾ら、あれしても3月31日まで、全てが取れるというわけではございませんので、やはり、ここで1つ終止符を打って、それから後に、農家との話し合いが入ると思います。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立16名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第68号第二次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第69号由布市水道水源保護条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 委員長にお尋ねします。

この条例が生きるも死ぬも、水源池の周辺の土地の地域指定をされる同意のことについての同僚議員からの質問もあってましたが、この同意について執行部のほうからどのような、同意がなければ指定ができないわけなんです、その執行部からの説明経緯について、わかっているならば、教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） お答えいたします。

保護区域を指定する際には、所有者には事前に十分な説明を理解してもらえるようにしたいと思います。また、同意書などの提出までは必要ではないが、審議会において十分に地元地権

者との意見を聞く。それからまた、区域を指定するときは事前に一般に告示を行い、意見を受けつけるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 委員会としましても、ぜひ、せっかくの条例でございますから、周辺住民の同意については、執行部の方に鋭意努力をしてもらって、この条例が生きるために同意については努力するよう、委員会のほうでも執行部のほうに伝えていただければと思います。終わります。

○議長（溝口 泰章君） 答弁よろしいですか。

○議員（2番 野上 安一君） はい。

○議長（溝口 泰章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第69号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第70号由布市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 産業建設委員長にお伺いします。

農地利用最適化推進委員の定数が22名ということになっておりますけれども、地域割だというお話を聞いたんですけれども……（発言する者あり）

11人の地域割というのがあるんであったら教えてください。専農業者ですか。（「認定農業者」と呼ぶ者あり）

認定農業者の方がこの中に何人ぐらい入るのか教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） この認定委員は6名となっております。

○議長（溝口 泰章君） 認定農業者。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） 認定農業者。すみません。6名となっているようにあります。

○議長（溝口 泰章君） よろしいですか。

○議員（3番 加藤 幸雄君） はい。

○議長（溝口 泰章君） ほかに質疑はありませんか。

佐藤郁夫君。

○議員（10番 佐藤 郁夫君） 10番、佐藤です。お疲れです。

委員長にそこだけ、ちょっと。71号とかぶりますが。あのとき、私も一般質問しましたので、ちょっと経過だけ聞かせてください。

女性の青年農業者ですか、積極的に登用するとありました。具体的に執行部からどういう形で出していくんだと、選出するんだと、どういうことでお願いするんだということが執行部からございましたか。そこだけ教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） これは法改正でやることでありまして、人数も限定されております。しかしながら、執行部からの意見としては、極力、女性委員の登用はやっていきたいという意向を聞いております。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。

次に討論はありませんか。

工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 反対討論を行います。

この議案は農協改革法の成立によって改正されるものであります。

農業委員会の公選制を廃止し、市長の任命制に変えれば、恣意的な選任になりかねません。業務から農業振興策など農業と農民に関する意見の公表と、建議を削除することは、農業委員会の農家の代表機関としての権限を奪い、農地の最適化、流動化のみを行う行政の下請け機関に変質をさせるものです。また、農地法の一部改正で、農地を所有できる法人の要件を緩和し、企業による農業と農地の支配を一層進めるものであります。

農業、農村の今日における危機的な状況の打開を、農協や農業委員会の制度いじりに求めるのではなく、再生産可能な価格の補償や所得の補償を行うことこそ必要であります。この農協法の改正に反対の立場から、以上、反対討論といたします。

○議長（溝口 泰章君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立15名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第71号由布市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。加藤幸雄君。

○議員（3番 加藤 幸雄君） 先ほどは失礼いたしました。

農地利用最適化についてのことに關しまして、産業建設委員長にお伺いいたします。

地域割ということが、何か言われてたみたいなんですけども、もし、湯布院、庄内、挾間で人数がわかっていれば教えてください。

○議長（溝口 泰章君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） これに關しましては、100ヘクタールが1つの目標となっております。1人となっております。その中で、今、加藤議員が言われたように、じゃあ、地域割しているのかっていったら、それは、説明は受けておりません。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

佐藤郁夫君。

○議員（10番 佐藤 郁夫君） では、産建委員長にお尋ねします。

これも、私、一般質問をしましたから、経緯だけ教えてください。

委員からはという中で、報酬が業務量に見合わないのではないかと意見が出されたんですね。

したがって、具体的に執行部からどのような説明があったのでしょうか。それとあわせて、賛成多数ということでしたので、どなたか意見を出されている、少数意見でしょうか、そういうのはどういうことなのか教えていただけませんか。お願いします。

○議長（溝口 泰章君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） お答えいたします。

推進委員についての報酬でございますが、これ、1万5,000円と、根拠といたしましては出席日数、1日幾らということで、大体、これぐらいじゃないかなということで1万5,000円という額にしております。

しかし、農業委員との兼ね合いがあり、農業委員は2万1,000円、それで、推進委員さんは1万5,000円。これでは不足といいますか、ちょっと見合わないんじゃないかということでございますので、今後、状況を見て考えて検討していきたいという執行部のお考えでございます。

それから、賛成多数ということでございますが、やはり、消費税の関係で反対者がおりまして、今回、賛成多数ということになりました。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第71号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立15名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第72号由布市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） マイナンバー制度に反対の立場から討論を行います。

国が個人情報を管理するこのマイナンバーは1月からの利用開始を目前にしても、なお混乱が続いております。配達の遅れや受取人の不在、認知症などでマイナンバーを管理できない人への対応、また、住民票を動かさずに施設に入居している高齢者、家庭内暴力から逃れている被害者など、自分の番号を受け取ることさえできない人が多数出るとは、この制度の深刻な矛盾であ

ります。

マイナンバーを他人に見られないようにしたり、なくさないようにする手間や管理も大変な負担となってまいります。マイナンバー差しとめ裁判が提訴されるなど、番号を手にしてからも不安は広がるばかりであります。実施を延期して、廃止へ向け見直すことが必要です。

以上、反対討論です。

○議長（溝口 泰章君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これで討論を終わります。これより、議案第72号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第73号由布市税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第73号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第74号由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第74号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第75号由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第75号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第76号由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第76号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第77号市道路線（鋤崎線）の認定についてを議題として質疑を行い

ます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第77号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第78号平成27年度由布市一般会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第78号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第79号平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第79号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第80号平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第80号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立17名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第81号平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、議案第81号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時34分休憩

.....
午前11時34分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、議員発議として発議2件、これより各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。

よって、この3件は、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第7号

追加日程第2. 発議第8号

○議長（溝口 泰章君） 追加日程第1、発議第7号及び追加日程第2、発議第8号を一括上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。6番、廣末英徳君。

○議員（6番 廣末 英徳君） 大変、お疲れさまでございます。

それでは追加日程で、発議第7号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書。上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成27年12月17日、由布市議会議長、溝口泰章殿。提出者、由布市議会議員、廣末英徳。賛同者は記載のとおりでございます。

提案理由はヘイトスピーチ対策を求めるため。ヘイトスピーチ対策に対する法整備を含む強化策を求める意見書。皆様に御一読いただきたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。大分県由布市議会議長、溝口泰章。

よろしく皆様の御賛同をいただきますようお願いいたします。

続けて、8号に入らせていただきます。

発議第8号、四国電力伊方原子力発電所の再稼働中止を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成27年12月17日、由布市議会議長、溝口泰章殿。提出者、由布市議会議員、廣末英徳。

賛同者は記載のとおりです。提案理由、伊方原子力発電所の再稼働中止を求めるため。平成27年12月17日、由布市議会議長、溝口泰章。

四国電力伊方原子力発電所の再稼働中止を求める意見書。文面を皆様、記載してまずとおり、御一読いただきたいと思ひます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成27年12月17日、大分県由布市議会議長、溝口泰章。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、産経大臣にも出してあります。どうか皆さん、多くの方の御賛同をいただけますように、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） お諮りします。

ただいまの発議2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第7号ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、発議第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第8号四国電力伊方原子力発電所の再稼働中止を求める意見書を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、発議第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立15名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（溝口 泰章君） 次に、追加日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第111条の規定によりお手元に配付しておりますように閉会中の継続審査、調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了をいたしました。（発言する者あり）
太田正美君。

○議員（12番 太田 正美君） 今回、一応、全ての議決を終わったんですが、議案書の中に、皆さん、見てわかるとおり、由布市議会議長、工藤安雄という名前で、一応、名前を掲載しているのに問題はないのか。そのことについて、議会としてこのままでいいのかどうか。議案書が、そのことだけお尋ねいたします。

○議長（溝口 泰章君） 議長名は作りかえて提出するということになります。議決書は。

○議員（12番 太田 正美君） 議案書はこのままということでもいいんですか。訂正はしないんですか。

○議長（溝口 泰章君） 議案を出したのが12月。（発言する者あり）いいそうです。

あとはよろしいですか。

もう一度、繰り返します。

○議長（溝口 泰章君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了をいたしました。

会議を閉じます。

これで、平成27年度第4回由布市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

前議長

議長

前副議長

署名議員

署名議員